

## 第9章 浄化槽法



## 第9章 浄化槽法

(昭和58年法律第43号)

### 第1節 浄化槽 (法第2条)

便所と連結して、し尿を又はし尿と併せて雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。）を処理し、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により定められた計画に従つて、市町村が設置したし尿処理施設以外のものをいう。

### 第2節 浄化槽に関する基準 (法第4条)

#### 1 浄化槽の構造基準及び性能 (建築基準法施行令第32条)

処理対象人員 浄化槽を 設ける区域	処理対象人員 (単位 人)	性 能		建設省告示 第1292号の区分
		BOD除去率 (%)	放流水のBOD (mg/L)	
特定行政庁が衛生上特に 支障があると認めて規則 で指定する区域	50 以下	65 以上 (90 以上)	90 以下 (20 以下)	第1 ( )は合併処理 浄化槽の場合
	51 以上 500 以下	70 以上	60 以下	第2
	501 以上	85 以上	30 以下	第3

- 備考 1 この表における処理対象人員の算定は、国土交通大臣の定める方法により行うものとする。
- 2 この表において、BOD除去率とは、浄化槽への流入水のBODの数値から、浄化槽からの放流水のBODの数値を減じた数値を浄化槽への流入水のBODの数値で除して得た割合をいうものとする。

## 2 浄化槽の保守点検及び清掃（法第8条、第9条）

※浄化槽の保守点検回数（施行規則第6条）

通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに1回以上行う必要がある。

### 単独処理

処理対象人員 (単位 人)	20以下	21以上 300以下	301以上	備 考
処理方式				
全 ば っ 気 方式	3月	2月	1月	この表における処理対象人員の算定は、日本産業規格「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JISA3302）」に定めるところによるものとする。 ただし、1未満の端数は、切り上げるものとする。
分離接触ばっ気方式 分離ばっ気方式 単純ばっ気方式	4月	3月	2月	
散 水 ろ 床 方式 平面酸化床方式 地下砂ろ過方式	6月			

### 合併処理

処理対象人員 (単位 人)	20以下	21以上 50以下	①砂ろ過装置、 活性炭吸着装置 又は凝集槽を有する 浄化槽	②スクリーン及び流量 調整タンク又は流量調 整槽を有する浄化槽（① を除く）	①、② 以外の 浄化槽	備 考
処理方式						
分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式 脱室ろ床接触ばっ気方式	4月	3月				この表における処理対象人員の算定は、日本産業規格「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JISA3302）」に定めるところによるものとする。 ただし、1未満の端数は、切り上げるものとする。
活性汚泥方式	1週					
回転板接触方式 接触ばっ気方式 散 水 ろ 床 方式			1週	2週	3月	

### 第3節 浄化槽の水質に関する検査

#### 1 設置後等の水質検査（法第7条）

新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、その使用開始後3月を経過した日から5月間に、当該浄化槽管理者は、指定検査機関の行う水質検査を受けなければならない。

#### 2 定期検査（法第11条）

浄化槽管理者は、保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かについて、毎年1回指定検査機関の行う水質検査を受けなければならない。（ただし、使用の休止の届出があった浄化槽を除く。）

水質検査の各検査項目の望ましい範囲

水素イオン濃度		5.8～8.6
汚泥沈澱率	単独処理	10%以上60%以下
	合併処理	10%以上
溶存酸素量	単独処理	0.3 mg/L 以上
	合併処理	1.0mg/L 以上
透視度	BODの処理目標水質	
	90 mg/L 以下	7度以上
	60 "	10 "
	30 "	15 "
	20 "	20 "
塩素イオン濃度	単独処理	90 mg/L～140 mg/L
残留塩素		検出されること。
BOD		処理目標水質以下であること。

### 第4節 浄化槽の放流水の目標水質

浄化槽の放流水の水質については、浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量が20mg/L以下であること、BOD除去率が90%以上であること（合併処理浄化槽の場合。環境省関係浄化槽法施行規則第1条の2）。

## 第5節 特定既存単独処理浄化槽（法附則第11条）

既存単独処理浄化槽であって、法第11条の検査の結果その他の情報から判断してそのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるものを特定既存単独処理浄化槽といい、都道府県知事は、特定既存単独処理浄化槽に係る管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言・指導、勧告・命令をすることができる。